

議案第 26 号

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例(平成 22 年橋本市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(支給) 第 5 条 略 2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、小中学生医療費の支給を一時保留することができる。 (1) 対象小中学生の受けた保険給付の給付事由が第三者の行為によつて生じ、又は生じたことが疑われる場合その他の最終的な一部負担金の額が明らかでない場合 (2) 医療保険各法の規定により最終的に保険給付の全部又は一部が行われない可能性があるとき市長が認める場合 (支給の方法) 第 6 条 略 2・3 略 4 前条第 1 項本文及び第 1 項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。この場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。 5 略 (調査権) 第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及び小中学生医療費の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又はその同意を得て住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認することができる。 (委任) 第 10 条 略	(支給) 第 5 条 略 (支給の方法) 第 6 条 略 2・3 略 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。 5 略 (委任) 第 9 条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。